

【条例改正の概要等】

1 火災予防条例改正概要（抜粋）

（液体燃料を使用する器具）

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。（気体燃料・固体燃料・電気を熱源とする器具は準用されます。）

(1)から(9)・・・略

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器を準備した上で使用すること。【新規追加】

(10)から(13)・・・略

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(5)・・・略

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）【新規追加】

2 消火器の設置基準

- ※ 原則として、対象火気器具等を使用する露店・模擬店（以下「露店等」といいます。）ごとに設置してください。ただし、一のテント内で複数の対象火気器具等を使用する露店等がある場合は、一のテントにつき、消火器1本以上を設置してください。
- ※ 消火器は、目につきやすく、取り出しやすい位置に設置してください。
- ※ 消火器はあらかじめ点検し、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものは設置しないでください。
- ※ 消火器の取扱いについて、熟知しておいてください。

3 届出要領

- ※ 届出様式は、当消防本部ホームページからダウンロードできます。
- ※ 届出書は、露店等を開設する5日前までに開設場所を管轄する消防署又は出張所に2部提出してください。
- ※ 届出書は、原則として露店等を開設する方が提出することとなりますが、その代表者が一括して、また、イベント等を開催する主催者が、出店される露店等の開設状況を把握し、届出することもできます。
- ※ 定期的で開催されるイベント等であっても、その都度、届出が必要となります。
- ※ 不明な点は、消防本部、消防署又は出張所までお問い合わせください。